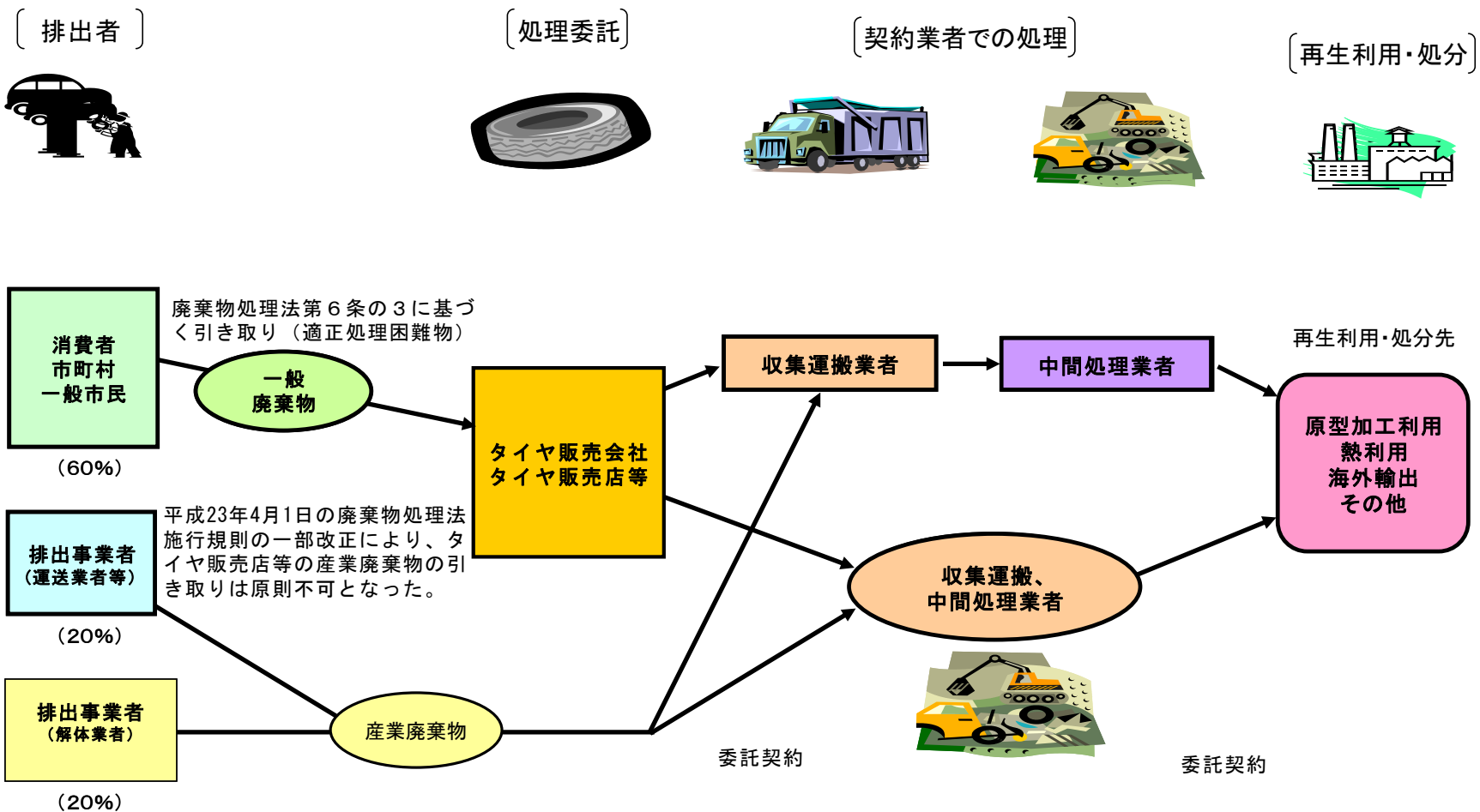


# タイヤ業界におけるリサイクルへの取組み

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

# 1. 廃タイヤの処理フロー図



## 2. リサイクル状況

### 1. 廃タイヤのルート別発生量

本数=百万本、重量=千トン

		2008年		2009年		2010年		前年比
タイヤ取替え時	本数	78	81%	72	80%	76	81%	106%
	重量	860	81%	781	82%	835	84%	107%
廃車時	本数	18	19%	18	20%	18	19%	100%
	重量	196	19%	169	18%	162	16%	96%
合計	本数	96	100%	90	100%	94	100%	104%
	重量	1056	100%	950	100%	997	100%	105%

### 2. 廃タイヤリサイクル状況

単位：千トン

				2008年		2009年		2010年			
				重量	構成比	重量	構成比	重量	構成比	前年比	
リサイクル利用	国内	原形加工利用	更生タイヤ台用	38	4%	46	5%	48	5%	104%	
			再生ゴム・ゴム粉	106	10%	83	9%	97	10%	117%	
			その他	10	1%	7	1%	1	1%	14%	
			<b>小計(A)</b>	<b>154</b>	<b>15%</b>	<b>136</b>	<b>14%</b>	<b>146</b>	<b>15%</b>	<b>107%</b>	
		熱利用	バイオマス発電等	製紙	339	32%	349	37%	388	39%	111%
				化学工場等	24	2%	11	1%	9	1%	82%
				<b>小計(B)</b>	<b>363</b>	<b>34%</b>	<b>360</b>	<b>38%</b>	<b>397</b>	<b>40%</b>	<b>110%</b>
			セメント、製鉄等	セメント焼成用	141	13%	112	12%	95	10%	85%
				製鉄	39	4%	28	3%	30	3%	107%
				ガス化炉	48	5%	48	5%	49	5%	102%
	タイヤメーカー工場	19	2%	18	2%	23	2%	128%			
	中・小ボイラー	12	1%	9	1%	8	1%	89%			
	金属精錬	2	1%	1	1%	1	1%	100%			
	<b>小計(C)</b>	<b>261</b>	<b>25%</b>	<b>216</b>	<b>23%</b>	<b>206</b>	<b>21%</b>	<b>95%</b>			
	<b>小計(B+C)</b>	<b>624</b>	<b>59%</b>	<b>576</b>	<b>61%</b>	<b>603</b>	<b>60%</b>	<b>105%</b>			
	海外	輸出	中古タイヤ	146	14%	142	15%	147	15%	104%	
カットタイヤ			11	1%	6	1%	8	1%	133%		
<b>小計(D)</b>			<b>157</b>	<b>15%</b>	<b>148</b>	<b>16%</b>	<b>155</b>	<b>16%</b>	<b>105%</b>		
<b>リサイクル利用合計(A+B+C+D)</b>				<b>935</b>	<b>89%</b>	<b>860</b>	<b>91%</b>	<b>904</b>	<b>91%</b>	<b>105%</b>	
その他	埋め立て			8	1%	3	1%	4	1%	133%	
	流通在庫			113	11%	87	9%	89	9%	102%	
	<b>小計(E)</b>			<b>121</b>	<b>11%</b>	<b>90</b>	<b>9%</b>	<b>93</b>	<b>9%</b>	<b>103%</b>	
<b>合計(総発生量:A+B+C+D+E)</b>				<b>1056</b>	<b>100%</b>	<b>950</b>	<b>100%</b>	<b>997</b>	<b>100%</b>	<b>105%</b>	

※構成比は、小数点以下の処理の都合により、各項目の計と小計が一致しない場合があります。

# 3-1. 不法集積・不法投棄状況

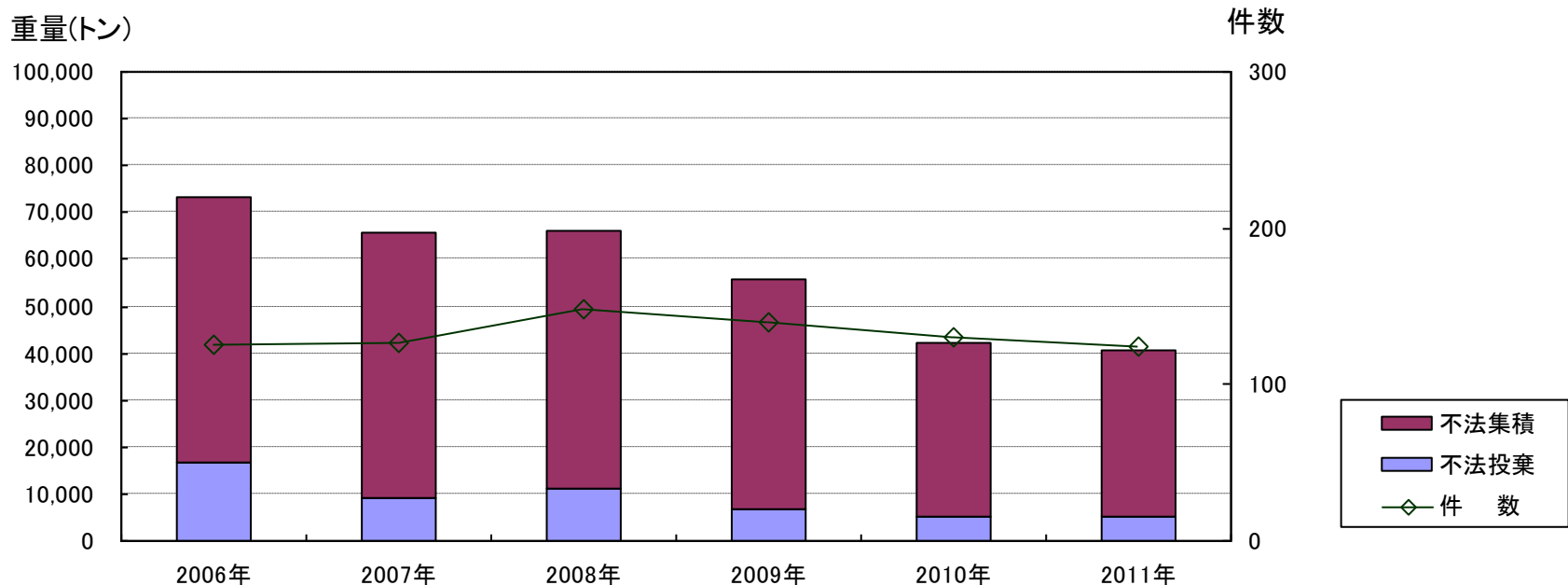
	不法集積					不法投棄				
	2010年2月		2011年2月		差 (b-a)	2010年2月		2011年2月		差 (b-a)
	件数	重量(トン) a	件数	重量(トン) b		件数	重量(トン) a	件数	重量(トン) b	
北海道	17	2,580	14	1,660	-920	5	740	5	740	0
東北	25	4,118	23	4,712	594	10	1,680	8	1,420	-260
関東甲信越	25	11,273	28	10,407	-866	5	395	5	410	15
首都圏	6	2,055	6	1,885	-170	7	467	7	467	0
中部	6	8,950	6	8,800	-150	0	0	0	0	0
近畿	5	2,709	5	3,109	400	1	1,000	1	1,000	0
中国	3	780	2	750	-30	4	464	4	464	0
四国	1	110	1	110	0	3	195	3	195	0
九州	6	4,283	5	4,260	-23	1	300	1	300	0
合計	94	36,858	90	35,693	-1,165	36	5,241	34	4,996	-245
	処理完了 12 件					処理完了 5 件				

廃タイヤ1本の重量を10kg(100本=1トン)として計算したもの。

不法集積：業者の倒産、逮捕、行方不明等によるもの

不法投棄：投棄した行為者が不明のもの

## 3-2. 不法集積・不法投棄年度別推移



単位：トン

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
不法集積	56,580	56,660	54,670	49,231	36,858	35,693
不法投棄	16,870	9,090	11,350	6,648	5,241	4,996
件数	126	127	148	140	130	124

# 4-1. 原状回復支援制度運用スキーム

自治体による任意の廃タイヤ撤去  
(含、行政代執行)

支援申請

指定様式  
(含、基準)

一般社団法人 日本自動車タイヤ協会(JATMA)  
原状回復支援制度

## 【運用手順】

- ① JATMA支部が窓口となり、自治体と当該案件について協議
- ② JATMA本部事務局で申請書を受理
  - ・第1部会で受理可否を審議
  - ・3R推進委員会で審議
  - ・総務委員会で審議・決定
  - ・理事会に報告

支援決定  
(通知書の交付)

自治体による撤去作業の実施

終了報告

## 【精算手順】

- ① 事業報告書の受理・審査
- ② 支援額確定通知書交付
- ③ 支援請求書の受理
- ④ 支援額支払い

## 【支援条件】

1. 自治体が申請者(事業主体)であること
2. 当該廃タイヤが廃棄物であることを確認していること
3. 自治体の撤去事業計画・予算の提示
4. 支援額は、撤去費用総額の2/3以下で3,000万円を上限とする  
なお、一括撤去が困難な場合は、複数年に分割して撤去することを妨げない  
但し、次の2条件を付する
  - ・2年目以降の優先順位は低位とする
  - ・原状回復支援費は、年度毎の精算とする
5. 原因者、排出者及び関係者の責任追及が行なわれていること
6. 行政指導等が行われていること
7. 生活環境保全上の問題(蚊・ハエの発生、地域住民の苦情、火災・崩落の恐れ等)があること
8. 第三者の権利が存在していないこと
9. 処理委託先及び再生利用先が適正であること
10. 再発防止策が講じられていること
11. 解体業者のルートから発生するものは対象外
12. 支援費の抛出が寄附行為に該当しない措置が可能なこと(事業費負担金等)

備考: JATMA原状回復支援費の限度を超える案件については、(財)産業廃棄物処理事業振興財団の制度を紹介する。

## 4-2. 原状回復支援実績

No.	自治体名	申請者	撤去作業期間		撤去量		撤去費用(千円)	
			開始	終了	本数(本)	重量(トン)	支援額	総額
1	兵庫県 加古川市	ひょうご環境創造協会	2005年3月	2005年5月	37,400	374	6,490	9,740
2	兵庫県 安富町	ひょうご環境創造協会	2005年2月	2005年3月	22,100	221	7,245	10,868
3	岐阜県 養老町	養老町	2005年10月	2005年12月	72,400	683	19,719	29,579
4	栃木県 佐野市	赤見地区廃タイヤ撤去委員会	2006年1月	2006年2月	76,000	760	13,637	20,456
5	兵庫県 神戸市	神戸市	2005年5月	2005年11月	462,900	4,629	20,000	162,000
2005年度小計					670,800	6,667	67,091	
6	栃木県佐野市(第2期)	赤見地区廃タイヤ撤去委員会	2006年11月	2006年12月	225,400	2,254	30,000	49,800
7	兵庫県 神戸市	神戸市廃タイヤ撤去処理実行委員会	2006年10月	2006年12月	46,649	382	7,198	10,800
2006年度小計					272,049	2,636	37,198	
8	鳥取県 鳥取市	鳥取市	2007年5月	2007年10月	307,700	3,077	30,000	45,020
9	長崎県 大村市	長崎県	2007年7月	2007年12月	235,700	2,357	21,086	31,630
10	長野県 中野市	牛出地区廃タイヤ撤去委員会	2007年10月	2008年3月	327,400	3,274	30,000	45,000
11	埼玉県 行田市	埼玉県/行田市/埼玉県産廃協会	2007年11月	2007年3月	100,000	1,000	11,550	19,339
12	栃木県 宇都宮市	さるやま町廃タイヤ撤去委員会	2007年12月	2008年2月	35,000	354	5,329	7,993
2007年度小計					1,005,800	10,062	97,965	
13	長崎県 長崎市	長崎市	2008年10月	2008年12月	50,100	501	10,834	16,251
14	鳥取県鳥取市(第2期)	鳥取市	2008年5月	2008年11月	300,000	3,073	30,000	45,000
15	長野県中野市(第2期)	牛出地区廃タイヤ撤去委員会	2008年6月	2008年7月	110,000	1,132	14,737	22,834
16	埼玉県 栗橋町	埼玉県/栗橋町/埼玉県産廃協会	2009年1月	2009年2月	150,000	1,487	27,480	41,220
17	和歌山県 すさみ町	すさみ町	2009年1月	2009年3月	50,521	404	6,552	9,828
2008年度小計					660,621	6,597	89,603	
18	鳥取県鳥取市(第3期)	鳥取市	2009年6月	2009年12月	129,200	1,292	20,900	31,350
19	新潟県 新潟市	新潟市	2010年1月	2010年3月	130,000	1,372	23,862	35,793
20	北海道 石狩市	石狩市厚田区望来廃タイヤ撤去協議会	2009年11月	2009年11月	64,000	640	4,681	7,022
2009年度小計					323,200	3,304	49,443	
2010年度小計					0	0	0	
2005~2010年累計					2,932,470	29,266	341,300	

## 自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったものの取扱いについて

自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったもの(以下「廃ゴムタイヤ」という。)については、広域再生利用指定制度による指定に基づき処理が行われてまいりました。

広域再生利用指定制度は、広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定し、これを適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者について、収集運搬及び処分業の許可を不要とする制度でしたが、本制度を発展させた広域認定制度が創設されたことから、平成15年の廃棄物処理法の改正において廃止されました。

経過措置により、当分の間、広域再生利用指定制度に基づく処理が認められてきたところですが、今般、当該経過措置の廃止に伴い、平成23年4月1日以降は、通常の産業廃棄物と同じ取扱いになります。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者においては、廃棄物処理法に則り、適正に処理されるようお願いいたします。

### Q&A

Q1: 広域再生利用指定制度により指定を受けていたタイヤ販売店では、平成23年4月1日以降、廃ゴムタイヤの引き取れなくなりますか？

A1: 産業廃棄物収集運搬業の許可を有しないタイヤ販売店は、廃ゴムタイヤを引き取ることはできません。ただし、タイヤ交換というタイヤ販売店の事業活動に伴って排出された廃ゴムタイヤや、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為の場合については、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しないタイヤ販売店でも引き取ることができます。この場合において、タイヤ販売店が排出事業者(廃ゴムタイヤを排出しようとする者)になりますので、下記Q2をご参照ください。

#### <参考>

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて  
(平成12年09月29日衛産79号)

Q2: 平成23年4月1日以降、排出事業者(廃ゴムタイヤを排出しようとする者)が廃ゴムタイヤの処理を委託するにはどうしたらよいですか？

A2: 排出事業者は、運搬については産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者に、処分については産業廃棄物処分業の許可を有する者にそれぞれ委託しなければなりません。また、排出事業者には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する義務があります。

Q3: 自動車用ゴムタイヤが一般廃棄物となったものの取扱いに関して、制度の変更はありますか？

A3: 自動車用ゴムタイヤが一般廃棄物となったものの取扱いに関しては、制度の変更はありません。